

## 消防法における漏洩防止に関する措置について

### 1. 消防法に規定する危険物

- ・危険物として、引火性、発火性、可燃性、酸化性等の性質をもつ物質を規定。  
(法第2条第7項)  
水質汚濁防止法の有害物質と同一の物質はベンゼンのみ。

### 2. 取扱所等の構造及び設備に係る基準

- ・製造所、貯蔵所及び取扱所について、位置、構造及び設備の技術上の基準を政令で定める旨規定。(法第10条第4項)
- ・上記の技術上の基準として、タンク室内に設置する鋼製タンク、二重殻タンク、危険物の漏れを防止する措置を講じたタンクについて設置条件、タンクの構造、タンクの外面保護、配管等に係る構造及び設備の基準を規定。(危険物の規制に関する政令)
- ・市町村長等は、取扱所等の設置の許可申請があった場合、上記の技術上の基準に適合する等のときに許可。(法第11条第2項)
- ・取扱所等の所有者等は、上記の技術上の基準に適合するよう維持しなければならない。(法第12条第1項)

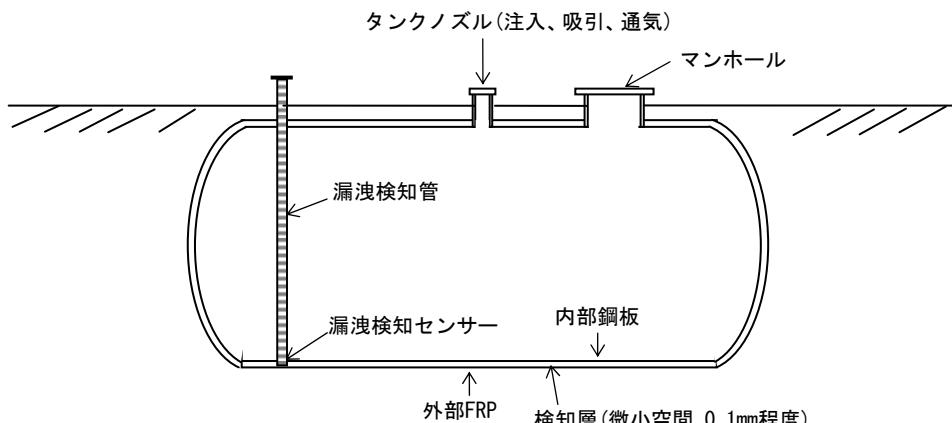
※現在最も設置数の多い鋼製タンク直接埋設方式の地下タンク貯蔵所は、平成17年4月1日以降設置不可。ただし、平成17年4月1日に既に設置されているかまたは設置の許可を受けているものについては、従前の基準が適用。

### 3. 取扱所等の点検に係る基準

- ・取扱所等の所有者等は、取扱所等について、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。(法第14条の3の2)

### 4. 取扱所等の廃止の届出

- ・取扱所等の所有者等は、取扱所等の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。(法第12条の6)



〈二重殻タンクの例〉

## 消防法に定める構造等の基準

最も設置数の多い鋼製タンク直接埋設方式の地下タンク貯蔵所は、タンクから漏洩した危険物が直接土壤中に拡散するおそれがあること等から法令が改正され、平成17年4月1日以降設置することができなくなった。

ただし、平成17年4月1日に既に設置されているかまたは設置の許可を受けているものについては、従前の基準が適用されることとなっている。

消防法	<p>第10条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱つてはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。</p> <p>4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第4項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>第12条 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p> <p>第12条の6 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。</p> <p>第14条の3の2 政令で定める（第8条の5）製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令（第62条の4）で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。</p>
-----	--

	危険物の規制に関する政令	危険物の規制に関する規則
	(地下タンク貯蔵所の基準) <b>第13条</b> 地下タンク貯蔵所（次項及び第3項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。	
	(a) タンク室内に設置する鋼製タンク	
設置条件	<p>一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク（以下この条、第17条及び第26条において「地下貯蔵タンク」という。）は、地盤面下に設けられたタンク室に設置すること。</p> <p>二 地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間は、0.1m以上の間隔を保つものとし、かつ、当該タンクの周囲に乾燥砂をつめること。</p> <p>三 地下貯蔵タンクの頂部は、0.6m以上地盤面から下にあること。</p>	
隣接位置の間隔	四 地下貯蔵タンクを2以上隣接して設置する場合は、その相互間に1m（当該2以上の地下貯蔵タンクの容量の総和が指定数量の100倍以下であるときは、0.5m）以上の間隔を保つこと。	
標識・掲示板	五 地下タンク貯蔵所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に地下タンク貯蔵所である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。	
タンクの構造	六 地下貯蔵タンクは、総務省令で定めるところにより厚さ3.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70kPaの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験（高圧ガス保安法第20条第1項 若しくは第3項の規定の適用を受ける高圧ガスの製造のための施設、労働安全衛生法別表第2第2号若しくは第4号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第12条第1項第2号に掲げる機械等である圧力タンクにあつ	

	ては、総務省令で定めるところにより行う水圧試験。第15条第1項第2号において同じ。)において、漏れ、又は変形しないものであること。	
タンクの外面保護	七 地下貯蔵タンクの外面は、 <u>総務省令</u> で定めるところにより保護すること。	(地下貯蔵タンクの外面の保護) <b>第23条の2 令第13条第1項第7号</b> （略）の規定により、地下貯蔵タンクの外面は、次の各号に掲げる当該地下貯蔵タンクの設置場所の腐食環境条件の区分に応じ、当該地下貯蔵タンクの腐食を防止するための当該各号に定める方法により保護しなければならない。ただし、腐食のおそれが著しく少ないと認められる材料で地下貯蔵タンクを造る場合は、この限りでない。 一 電気的腐食のおそれのある場所 告示で定める塗覆装及び電気防食 二 前号以外の場所 告示で定める塗覆装
通気管	八 地下貯蔵タンクには、総務省令で定めるところにより、通気管又は安全装置を設けること。	
貯蔵量の表示	八の二 液体の危険物の地下貯蔵タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けること。	
注入口	九 液体の危険物の地下貯蔵タンクの注入口は、屋外に設けることとするほか、第11条第1項第10号に掲げる屋外貯蔵タンクの注入口の例によるものであること。	
ポンプ設備	九の二 地下貯蔵タンクのポンプ設備は、ポンプ及び電動機を地下貯蔵タンク外に設けるポンプ設備にあつては第11条第1項第10号の2(イ及びロを除く。)に掲げる屋外貯蔵タンクのポンプ設備の例により、ポンプ又は電動機を地下貯蔵タンク内に設けるポンプ設備にあつては総務省令で定めるところにより設けるものであること。	
配管	十 地下貯蔵タンクの配管の位置、構造及び設備は、次号に定めるもののほか、 <u>第9条第1項第21号</u> に掲げる製造所の危険物を取り扱う配管の例によるものであること。 十一 地下貯蔵タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。	(配管の外面の防食措置) <b>第13条の4 令第9条第1項第21号ニ</b> （略）の規定による配管の外面の腐食を防止するための措置は、地上に設置する配管にあつては、地盤面に接しないようになるとともに、外面の腐食を防止するための塗装を行うことにより、地下

	<p>(第9条第1項第21号)</p> <p>21 危険物を取り扱う配管の位置、構造及び設備は、次によること。</p> <p>イ 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。</p> <p>ロ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。</p> <p>ハ 配管は、火災等による熱によつて容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ニ 配管には、<u>総務省令</u>で定めるところにより、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ホ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。</p> <p>ヘ 配管に加熱又は保温のための設備を設ける場合には、火災予防上安全な構造とすること。</p> <p>ト イからヘまでに掲げるもののほか、<u>総務省令</u>で定める基準に適合するものとすること。</p>	<p>の電気的腐食のおそれのある場所に設置する配管にあつては、告示で定めるところにより、塗覆装又はコーティング及び電気防食により、地下のその他の配管にあつては、告示で定めるところにより、塗覆装又はコーティングにより行うものとする。</p> <p>(配管の基準)</p> <p><b>第13条の5 <u>令第9条第1項第21号</u>ト（略）</b>の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 配管を地上に設置する場合には、配管は、地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造の支持物により支持すること。</li> <li>二 前号の支持物は、鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性を有するものとすること。ただし、火災によつて当該支持物が変形するおそれのない場合は、この限りでない。</li> <li>三 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかかるないように保護すること。</li> </ul>
電気設備	十二 電気設備は、第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。	

漏洩検知設備	<p>十三 地下貯蔵タンク又はその周囲には、総務省令で定めるところにより、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。</p>	<p>(危険物の漏れを検知する設備)</p> <p><b>第23条の3 令第13条第1項第13号</b>の規定により、地下貯蔵タンク又はその周囲には、次の各号に定めるいずれかの設備を設けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地下貯蔵タンクの周囲に四箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備</li> <li>二 地下貯蔵タンク内の危険物の貯蔵量の変化を常時監視すること若しくは地下貯蔵タンクの周囲の可燃性ガスを常時監視することにより、危険物の漏れを検知する設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備</li> </ul>
タンク室の構造	<p>十四 タンク室は、総務省令で定めるところにより、必要な強度を有し、かつ、防水の措置を講じたものとすること。</p>	<p>(タンク室の構造)</p> <p><b>第23条の4 令第13条第1項第14号</b>の規定により、タンク室は、当該タンク室の自重、地下貯蔵タンク及びその附属設備並びに貯蔵する危険物の重量、土圧、地下水圧等の主荷重並びに上載荷重、地震の影響等の従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なものでなければならない。</p> <p>2 主荷重及び主荷重と従荷重との組合せによりタンク室に生ずる応力は、告示で定めるそれぞれの許容応力以下でなければならない。</p> <p>(タンク室の防水の措置)</p> <p><b>第24条 令第13条第1項第14号</b>の規定により、タンク室は、次の各号に掲げる防水の措置を講じたものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 タンク室は、水密コンクリート又はこれと同等以上の水密性を有する材料で造ること。</li> <li>二 鉄筋コンクリート造とする場合の目地等の部分及びふたとの接合部分には、雨水、地下水等がタンク室の内部に浸入しない措置を講ずること。</li> </ul>
<b>(b) 二重殻タンク</b>		
	<p>2 地下タンク貯蔵所（地下貯蔵タンクに、鋼板を間げきを有するように取り付け又は強化プラスチックを間げきを有するように被覆したものを設置する地下タンク貯蔵所に限る。）の位置、構造及び設備の技</p>	

	<p>術上の基準は、前項第2号から第5号まで、第6号（水圧試験に係る部分に限る。）、第8号から第12号まで及び第14号の規定の例によるほか、次のとおりとする。この場合において、同項第2号から第4号までの規定中「地下貯蔵タンク」とあるのは、「次項第2号に規定する二重殻タンク」とする。</p>	
タンクの種類 と構造	<p>一 地下貯蔵タンクは、次のいずれかの措置を講じて設置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 地下貯蔵タンク（第3号イに掲げる材料で造つたものに限る。）に、総務省令で定めるところにより鋼板を間げきを有するように取り付け、かつ、危険物の漏れを常時検知するための総務省令で定める設備を設けること。</li> <li>ロ 地下貯蔵タンクに、総務省令で定めるところにより強化プラスチックを間げきを有するように被覆し、かつ、危険物の漏れを検知するための総務省令で定める設備を設けること。</li> </ul> <p>二 地下貯蔵タンクは、次のいずれかの材料で気密に造ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 厚さ3.2mm以上の鋼板</li> <li>ロ 貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて総務省令で定める強化プラスチック</li> </ul> <p>四 前号ロに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに第1号ロに掲げる措置を講じたものは、総務省令で定めるところにより、当該措置を講じたものに作用する荷重に対して安全な構造とすること。</p>	<p>(二重殻タンクの構造及び設備)</p> <p><b>第24条の2の2</b> <a href="#">令第13条第2項第1号イ</a>（略）の規定により、地下貯蔵タンクには、当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ3.2mm以上の鋼板を間げきを有するように取り付けなければならない。</p> <p><b>2</b> <a href="#">令第13条第2項第1号イ</a>（略）の総務省令で定める設備は、前項の規定により取り付けられた鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを検知することができる設備とする。</p> <p><b>3</b> <a href="#">令第13条第2項第1号ロ</a>（略）の規定により、地下貯蔵タンクには、次の各号に掲げる地下貯蔵タンクの区分に応じ、当該各号に定めるところにより被覆しなければならない。</p> <p>一 <a href="#">令第13条第2項第3号イ</a>に掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク 当該タンクの底部から危険物の最高液面を超える部分までの外側に厚さ2mm以上のガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックを間げきを有するように被覆すること。</p> <p>二 <a href="#">令第13条第2項第3号ロ</a>に掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク 当該タンクの外側にイに掲げる樹脂及びロに掲げる強化材で造られた強化プラスチックを間げきを有するように被覆すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 日本工業規格K6919「繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂」に適合する樹脂又はこれと同等以上の品質を有するビニルエステル樹脂</li> <li>ロ 日本工業規格R3411「ガラスチョップドストランドマット」、日本工業規格R3412「ガラスロービング」、日本工業規格R3413「ガラス糸」、日本工業規格R3415「ガラステープ」、日本工業規格R3416「処理ガ</li> </ul>

	<p>ラスクロス」又は日本工業規格R 3 4 1 7 「ガラスロービングクロス」に適合するガラス繊維</p> <p>4 <u>令第13条第2項第1号</u>口（略）の総務省令で定める設備は、前項の規定により被覆された強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知することができる設備とする。 (強化プラスチックの材質)</p> <p><b>第24条の2の3</b> <u>令第13条第2項第3号</u>口の総務省令で定める強化プラスチックは、次の表の上欄に掲げる貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める樹脂及び強化材で造られたものとする。</p> <p>(表) (略) (強化プラスチック製二重殻タンクの安全な構造)</p> <p><b>第24条の2の4</b> <u>令第13条第2項第4号</u>の規定により、<u>同項第3号</u>口に掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに<u>同項第1号</u>口に掲げる措置を講じたもの（第1号において「強化プラスチック製二重殻タンク」という。）は、次に掲げる荷重が作用した場合において、変形が当該地下貯蔵タンク直径の3%以下であり、かつ、曲げ応力度比（曲げ応力を許容曲げ応力で除したもの）の絶対値と軸方向応力度比（引張応力又は圧縮応力を許容軸方向応力で除したもの）の絶対値の和が1以下である構造としなければならない。この場合において、許容応力を算定する際の安全率は、4以上の値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 強化プラスチック製二重殻タンクの頂部が水面から0.5m下にある場合に当該タンクに作用する圧力</li> <li>二 タンクの種類に応じ、次に掲げる圧力の内水圧 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 圧力タンク以外のタンク 70 kPa</li> <li>ロ 圧力タンク 最大常用圧力の1.5倍の圧力</li> </ul> </li> </ul>
設置条件	<p>二 地下貯蔵タンクに前号イ又はロに掲げる措置を講じたもの（以下の号において「二重殻タンク」という。）は、地盤面下に設けられたタンク室に設置すること。ただし、第四類の危険物の二重殻タンクが</p>

	<p>次のイからハまでのすべてに適合するものであるときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該二重殻タンクがその水平投影の縦及び横よりそれぞれ0.6m以上大きく、かつ、厚さ0.3m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること。</p> <p>ロ ふたにかかる重量が直接当該二重殻タンクにかかる構造であること。</p> <p>ハ 当該二重殻タンクが堅固な基礎の上に固定されていること。</p>	
タンクの外面保護	<p>五 第3号イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクの外面（地下貯蔵タンクに第1号イに掲げる措置を講じたものにあっては、その外面）は、総務省令で定めるところにより保護すること。</p>	<p>(地下貯蔵タンクの外面の保護)</p> <p><b>第23条の2</b></p> <p>2 <a href="#">令第13条第2項第5号</a>（略）の規定により、<a href="#">令第13条第2項第3号</a>に掲げる材料で造つた地下貯蔵タンク又は<a href="#">同号</a>イに掲げる材料で造つた地下貯蔵タンクに<a href="#">同項第1号</a>イに掲げる措置を講じたものの外面は、腐食を防止するため告示で定める方法により保護しなければならない。</p>
<b>(c) 危険物の漏れを防止する措置を講じたタンク</b>		
	<p>3 地下タンク貯蔵所（地下貯蔵タンクを危険物の漏れを防止することができる総務省令で定める構造により地盤面下に設置するものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、第1項第3号、第5号、第6号及び第8号から第13号まで並びに前項第2号イからハまでの規定の例によるほか、<u>地下貯蔵タンクの外面を総務省令で定めるところにより保護すること</u>とする。この場合において、同号イからハまでの規定中「当該二重殻タンク」とあるのは、「地下貯蔵タンク」とする。</p>	<p>(危険物の漏れを防止することのできる構造)</p> <p><b>第24条の2の5</b> <a href="#">令第13条第3項</a>（略）の総務省令で定める構造は、地下貯蔵タンクを適當な防水の措置を講じた厚さ15cm（側方及び下方にあっては、30cm）以上のコンクリートで被覆する構造とする。</p>

## 定期点検

(消防法)	<p>第14条の3の2 政令で定める（第8条の5）製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令（第62条の4）で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。</p>	
	<p>(定期に点検をしなければならない製造所等の指定)</p> <p>第8条の5 <a href="#">法第14条の3の2</a>の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、<a href="#">第7条の3</a>に規定する製造所等（第8条の3に規定する移送取扱所を除く。）及び次に掲げる製造所等のうち、総務省令（第9条の2）で定めるもの以外のものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 危険物を取り扱うタンクで地下にあるもの（以下この条において「地下タンク」という。）を有する製造所</li> <li>二 地下タンク貯蔵所</li> <li>三 移動タンク貯蔵所</li> <li>四 地下タンクを有する給油取扱所</li> <li>五 地下タンクを有する一般取扱所</li> </ul> <p>(許可等の通報を必要とする製造所等の指定)</p> <p>第7条の3 <a href="#">法第11条第7項</a>（<a href="#">法第11条の4第3項</a>において準用する場合を含む。）の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、次に掲げる製造所等とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 指定数量の倍数が10以上の製造所</li> <li>二 指定数量の倍数が150以上の屋内貯蔵所</li> <li>三 指定数量の倍数が200以上の屋外タンク貯蔵所</li> <li>四 指定数量の倍数が100以上の屋外貯蔵所</li> <li>五 移送取扱所</li> </ul>	<p>(定期点検を行わなければならない時期等)</p> <p><b>第62条の4</b> <a href="#">法第14条の3の2</a>の規定による定期点検は、1年（告示で定める構造又は設備につては告示で定める期間）に1回以上行わなければならない。</p> <p><b>2 法第14条の3の2</b>の規定による定期点検は、<a href="#">法第10条第4項</a>の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p><b>第62条の5の2</b> <a href="#">令第8条の5第一号</a>、第二号、第四号及び第五号に掲げる製造所等に係る定期点検は、第62条の4の規定によるほか、告示で定めるところにより、<a href="#">令第13条第1項第1号</a>に規定する地下貯蔵タンク（略）及び<a href="#">令第13条第2項</a>に規定する二重殻タンク（略）の強化プラスチック製の外殻の漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク若しくはその部分又は二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻につては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地下貯蔵タンク又はその部分のうち、次のイ又はロのいずれかに適合するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 二重殻タンクの内殻</li> <li>ロ 危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているもの</li> </ul> </li> <li>二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻のうち、当該外殻と地下貯蔵タンクとの間げきに危険物の漏れを検知するための液体が満たされているもの</li> </ul> <p><b>第62条の5の3</b> 製造所等のうち地盤面下に設置された配管（以下この条において「地下貯蔵タンク等」という。）の漏れの点検は、<a href="#">令第8条の5第一号</a>、第二号、第四号及び第五号に掲げる地下貯蔵タンク等のうち、次の各号に掲げる地下貯蔵タンク等につては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 地下貯蔵タンク等の内殻の漏れの点検</li> <li>二 地下貯蔵タンク等の外殻の漏れの点検</li> <li>三 地下貯蔵タンク等の内殻と外殻との間げきの漏れの点検</li> </ul>

六 指定数量の倍数が10以上的一般取扱所(第31条の2第6号口に規定するものを除く。) て「地下埋設配管」という。)を有するものに係る定期点検は、第62条の4の規定によるほか、告示で定めるところにより、当該地下埋設配管の漏れの点検を行わなければならない。ただし、地下埋設配管又はその部分のうち、危険物の微少な漏れを検知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては、この限りではない。

2 前項の点検は、地下埋設配管を有する製造所等について令第8条第3項の完成検査済証(変更の許可に係るものについては、当該地下埋設配管の変更の許可に係るものに限る。)の交付を受けた日又は直近において前項の点検を行つた日から1年(完成検査を受けた日から15年を超えないもの又は危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための告示で定める措置が講じられているものにあつては3年)を超えない日までの間に1回以上行わなければならない。

**第62条の7** 法第14条の3の2の規定による点検記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 点検をした製造所等の名称
- 二 点検の方法及び結果
- 三 点検年月日
- 四 点検を行つた危険物取扱者若しくは危険物施設保安員又は点検に立会つた危険物取扱者の氏名

**第62条の8** 前条に規定する点検記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

- 一 第62条の5第1項の規定による屋外貯蔵タンクの内部点検に係る点検記録 26年間(同項括弧書の期間の適用を受けた場合にあつては30年間)。ただし、当該期間内に同条第3項の規定により市町村長等が延長期間を定めた場合にあつては、当該延長期間を加えた期間
- 二 第62条の5の4の規定による移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る点検記録 10年間
- 三 前2号以外の点検記録 3年間

廃止		
(消防法)	<p>第12条の6 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。</p>	<p>(製造所等の用途廃止の届出書)</p> <p><b>第8条</b> <a href="#">法第12条の6</a> の規定による製造所等の用途の廃止の届出は、別記様式第17の届出書によつて行わなければならぬ。</p> <p>(別記様式17) 危険物の類、品名（指定数量）、廃止年月日、廃止の理由、残存危険物の処理等を記載。</p>